

高額医療費資金貸付申込書

(平成・令和 年 月 診療分)

ジェイティ健康保険組合 理事長 殿

申込日 令和 年 月 日

確認欄	この申請については、①又は②の要件を満たしたものである。
(チェック)	① 申請者本人(被保険者)が作成したものである
<input type="checkbox"/>	② 記載内容については誤りがないか申請者本人が確認している。

高額医療費資金の貸付を受けたく申し込みたいとします。

被保険者証 記号・番号	記号	番号	被保険者氏名
郵便番号	被保険者 住所		電話番号 ()
事業所名称 (所属部署)			電話番号 ()
受診者氏名(続柄)	()	()	()
傷病名(区分)	(入院 ・ 外来)	(入院 ・ 外来)	(入院 ・ 外来)
療養期間	令和 年 月 日から 同月 日まで 日間	令和 年 月 日から 同月 日まで 日間	令和 年 月 日から 同月 日まで 日間
受診医療機関	名称		
	住所		
	電話 ()	電話 ()	電話 ()
医療費請求額	円	円	円
振込口座	銀行 金庫 信用組合 農協 支店 出張所 支所 (普通 ・ 当座)		
	口座番号	口座名義 (カタカナ)	

- (注) ・ この貸付申込書は暦月単位に記入して申込下さい。
 ・ 受診医療機関が発行した、保険点数のわかる医療費請求書または領収証を添付して下さい。
 ・ 市区町村民税の非課税者または生活保護の要保護者の場合はその旨が明らかになる書類を添付して下さい。
 ・ 市区町村民税の非課税者または生活保護の要保護者の場合は高額療養費の控除額が35,400円となります。
 (以下健保組合使用欄)

貸付決定決議書					
貸付額 算定式	高額 療養 費 算定 基準 額	該当している計算式に、レ点をして、高額療養費算定基準額を算出する。			
		<input type="checkbox"/>	252,600円+	(-842,000円) × 1% =	円
		<input type="checkbox"/>	167,400円+	(-558,000円) × 1% =	円
		<input type="checkbox"/>	80,100円+	(-267,000円) × 1% =	円
		<input type="checkbox"/>	57,600円		
		<input type="checkbox"/>	35,400円		
(医療費総額 × 自己負担割合 - 高額療養費算定基準額) × 0.8 = 貸付申込額 (1,000円未満の端数切捨)					
(×	-) × 0.8 =	円
貸付決定額	円	常務理事	事務長	審査	担当者
同年月日	年 月 日				
決議年月日	年 月 日				
貸付年月日	年 月 日				
備考					

高額医療費資金貸付制度について

1. 貸付対象者

被保険者または被扶養者の医療費が高額となり、高額療養費の支給を受ける見込みがあり、かつ、その医療費の自己負担額が100,000円を超える被保険者が対象となります。

- (1) 自己負担額の算定は、①各診療月ごと ②1人ごと ③各病院ごと(外来・入院別、医科・歯科別など)に行います。
- (2) 貸付の対象となる自己負担額
保険診療の窓口支払額、外来時の薬剤負担など
- (3) 貸付の対象とならない自己負担額
入院時食事療養費の標準負担額、差額ベット代、歯科特殊材料代など
- (4) 高額療養費の特例適用
・市区町村民税非課税者および生活保護の要保護者の控除額特例(35,400円)適用があります。
・世帯合算の特例は適用有り、多数回該当の特例は申請時に判定が困難なため適用ありません。

2. 貸付額

高額療養費支給見込額の8割相当額(1,000円未満の端数切捨て)を無利子で融資します。

◎貸付額計算例

病院等で医療費の自己負担額を300,000円(医療費総額100万円)の場合
以下の所得区分表の計算式によって、貸付額が決まります。

【 2015年1月診療から 】

所得区分	月単位の上限額
標準報酬月額 83万円以上	* 252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
標準報酬月額 53万円～79万円	* 167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
標準報酬月額 28万円～50万円	* 80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
標準報酬月額 26万円以下	* 57,600円
低所得者	* 35,400円

(1) 標準報酬月額28万円～50万円

高額療養費算定基準額

$$= 80,100円 + (100万円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$$

高額療養費支給見込額

$$= 30万円(自己負担額) - 87,430円(高額療養費算定基準額) = 212,570円$$

高額医療費資金貸付額

$$= 212,570円(高額療養費支給見込額) \times 0.8 = 170,000円(1,000円未満の端数切捨)$$

(2) 標準報酬月額26万円以下

高額療養費算定基準額 = 57,600円

高額療養費支給見込額

$$= 30万円(自己負担額) - 57,600円(高額療養費算定基準額) = 242,400円$$

高額医療費資金貸付額

$$= 242,400円(高額療養費支給見込額) \times 0.8 = 193,000円(1,000円未満の端数切捨)$$

(3) 標準報酬月額53万円～79万円

高額療養費算定基準額

$$= 167,400円 + (100万円 - 558,000円) \times 1\% = 171,820円$$

高額療養費支給見込額

$$= 30万円(自己負担額) - 171,820円(高額療養費算定基準額) = 128,180円$$

高額医療費資金貸付額

$$= 128,180円(高額療養費支給見込額) \times 0.8 = 102,000円(1,000円未満の端数切捨)$$

※標準報酬月額53万円以上に該当する被保険者については、高額療養費算定基準額を超えない限り貸付金は発生しません。

3. 提出書類

- (1) 「高額医療費資金貸付申込書」(申込は暦日単位)(給18)
- (2) 病院等発行の保険点数(保険診療対象総点数)のわかる医療費請求書または領収証
(請求書または領収証は、手続き終了後返却するので原本を提出して下さい。)
- (3) 市区町村民税非課税者または生活保護法の要保護者は、その旨が明らかになる書類

4. 提出先

被保険者は申請書類を直接、健保組合に送付して下さい。

〒105-6927

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号 神谷町トラストタワー ジェイティ健康保険組合 高額医療費資金貸付担当 宛

5. 貸付のながれ

- (1) 健保組合は貸付金決定後「高額医療費資金貸付可否決定通知書」により申込者へ通知するとともに、「高額医療費資金借用証書」(以下「借用証書」という。)を送付します。
- (2) 健保組合は、申込書を受理してから、約1週間程度で申込者指定の銀行口座(被保険者名義)に振込みします。
- (3) 申込者は、「借用証書」に必要事項を記入の上、健保組合へ返送して下さい。

6. 貸付金の返済

- (1) 診療月の3ヶ月以後に支給する高額療養費を貸付金の返済に充当して、残余は本人へ支給します。
- (2) 健保組合は、申込者に「貸付金返済完了通知書」を交付し「借用証書」を返還します。